

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
生野警察署	<p>下記の契約について、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：交通事故事件関係車両移動に係る契約</p> <p>1 契約期間：令和6年1月5日</p> <p>2 契約金額：41,349円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p>
措置の内容		
<p>検出事項が発生した原因是、電話で見積依頼した3社のうち2社から見積不可の回答を受けたにもかかわらず、複数社より見積書を徴取したものと認識を誤ったものである。</p> <p>再発防止に向けては、本事案について課内で情報共有し、併せて大阪府財務規則の周知徹底を図った。また、決裁時には、当該起案文書に大阪府財務規則等の関係法令を添付するなどし、担当者だけでなく、決裁関与者のチェックを徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月20日）